
国債の発行日前取引の導入に伴う本協会関連諸規則の一部改正について

日証協 平15.10.30

本協会では、10月30日の理事会において、国債の発行日前取引の導入に伴う本協会関連諸規則の一部を改正した。

最近の国債市場においては、大量発行を背景に、平成15年1月の「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」の施行による無券面化の実現や発行形態の多様化及び国債引受シ団の引受比率の引下げ等、国債関連の制度整備が進められる中、国債入札の更なる円滑化を図る観点から、いわゆる国債のW I取引（発行日前取引）導入の必要性が市場関係者より指摘されるようになってきた。

これを受けて、本協会においては、国債の発行日前取引の円滑な執行を図るため、平成15年7月に市場参加者が遵守すべき市場慣行等として、「国債の発行日前取引に関するガイドライン」を取りまとめ、平成16年2月23日より実施することとしたところである。

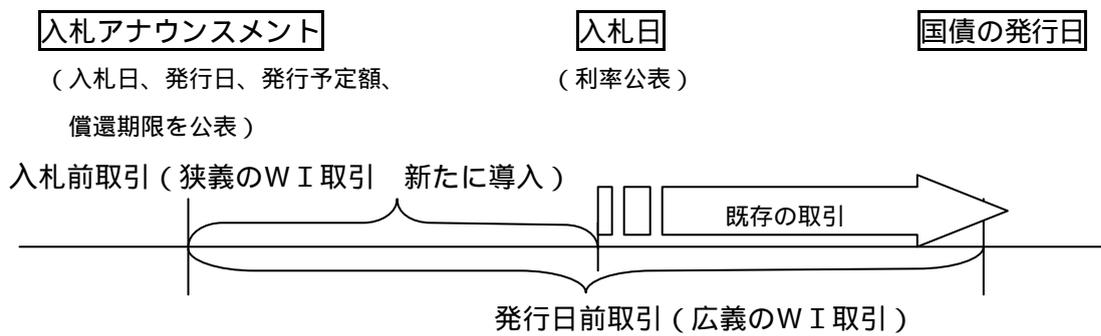
国債の発行日前取引を大別すると、国債の発行条件決定以降に行われる取引と、財務省より入札のアナウンスメントが行われてから、国債の条件決定までに行われる取引に区分することができる。このうち、前者については通常の取引と同様に行われることから既に市場慣行が存在するのに対して、後者については利率等が決定していない状況下で行う取引手法の導入であり、「国債の発行日前取引に関するガイドライン」においては、後者の市場慣行を中心にとりまとめが行われている。

今般の規則改正は、今後、国債の発行日前取引（特に国債の入札前取引）を行う際の公正な公社債市場の確保と投資者保護の観点から同取引に係る事項の定義の明確化を図るとともに、その他の規定についても所要の整備を行うものである。

本改正の趣旨・骨子、新旧対照表等及び「国債の発行日前取引に関するガイドライン」は、それぞれ以下のとおりである。

図表 国債の発行日前取引の概要

- 「国債の発行日前取引」・・・ 当該国債が当初予定された発行日に発行されることを停止条件として、当該発行日の前日以前に約定を行い、当該国債の受渡し決済を発行日以後に行うものをいう。
- 「国債の入札前取引」・・・ 国債の発行日前取引のうち、財務省が入札のアナウンスメントを行う国債につき、当該国債の入札予定日、発行予定額、発行予定日及び償還予定日が判明した時点から当該入札日における回号及び表面利率等発表時刻までの間において、市場関係者が行う国債の停止条件付売買取引をいう。



国債の発行日前取引の導入に伴う本協会関連諸規則の一部改正について

平成15年10月30日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

平成15年8月4日付け会員通知「国債の発行日前取引に係る保証金の預託義務について 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答」(日証協(市債)15第23号)において、国債の発行日前取引(WI取引)が証券取引法上、顧客からの保証金の預託を要しない有価証券の売買と解することが明確化された。

これを受け、本協会では国債の発行日前取引の円滑な執行を図るため、市場参加者が遵守すべき市場慣行等として、「国債の発行日前取引に関するガイドライン」(日証協(市債)15第21号)を取りまとめるとともに、本ガイドラインの実施日を平成16年2月23日と定めた(日証協(市債)15第29号)ところである。

今般、本ガイドラインに基づく国債の発行日前取引を行う際の公正かつ円滑な公社債市場の確保と投資者保護の観点から、本協会諸規則につき所要の規定整備を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1) 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公正慣習規則第3号)の一部改正

- ・ 国債の発行日前取引のうち、「価格」を表示できない入札前取引の部分について、価格を代替する値(複利利回り(変動利付国債については基準金利に対するスプレッド)以下同じ。)の定義を明確化する。 (第13条、14条)
- ・ 国債の発行日前取引については、初回取引の開始に先立ち、同取引が停止条件付売買取引であること、及び停止条件不成就の場合の取扱いについて顧客(機関投資家を含む)に対し説明するものとする。 (第13条の2(新設))

(2) 「公社債店頭取引における公正性確保のためのガイドラインについて」の一部改正

- ・ 社内における基準となる時価(社内時価)について、「価格」を表示できない国債の入札前取引の部分について、価格を代替する値の定義を明確化する。 (2(1))

(3) 「入替え売買等の公正性確保のためのガイドラインについて」の一部改正

- ・ 国債の発行日前取引のうち、「価格」を表示できない入札前取引の部分について、価格を代替する値の定義を明確化する。 (2(1))

(4) 「選択権付債券売買取引の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正

- ・ 入札前の国債を対象とした取引を行った場合の「個別取引契約書」及び「個別取引明細書」における「対象銘柄」及び「売買価格」については、入札日以後遅滞なく記載する旨を規定

する。

(5 (3))

(5) 「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」(理事会決議) の一部改正

- ・ 入札前の国債を対象とした取引を行った場合の「個別取引明細書」における「取引対象債券等」、「スタート売買単価」、「スタート売買金額」、「エンド売買単価」及び「エンド売買金額」については、入札日以後遅滞なく記載する旨を規定する。 (3 (4))

(6) 「債券等の着地取引の取扱いについて」(理事会決議) の一部改正

- ・ 「国債のリオープン方式導入に伴う国内債券の店頭売買に係る『着地取引』の取扱いについて」(日証協 (市債) 1 2 第 2 0 号) において、本理事会決議は発行日以降に約定が行われる取引を対象とする旨の解釈を行ってきたところであるが、国債の発行日前取引の導入に伴い、同解釈を明確化する。 (前文部分)

(7) 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて」(理事会決議) の一部改正

- ・ 「債券の空売り」の定義に国債の発行日前取引を含めるとともに、入札前の国債を対象とした取引を行った場合の「個別取引契約書」及び「個別取引明細書」における「銘柄名」及び「貸借料」については、入札日以後遅滞なく記載する旨を規定する。 (2 (1)、4 (4))

(8) 「選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いについて」(公社債・新業務委員会決議) の一部改正

- ・ 国債の発行日前取引の入札前取引の部分等につき、新たに公社債売買参考統計値の発表対象とするため、発表開始日、最終発表日など所要の規定を整備する。 (3 (1) 、4 (1) 、参考別表)

3 . 施行の時期

この改正は、平成 1 6 年 2 月 2 3 日から施行する。

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公正慣習規則第3号)
の一部改正について

平成 15 年 10 月 30 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(取引公正性の確保)</p> <p>第 13 条 協会員は、顧客との間で公社債の店頭売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価(以下「社内時価」という)を基準として適正な価格(国債の売買取引であって、当該国債が当初予定された発行日に発行されることを停止条件として当該発行日の前日以前に約定を行い、当該国債の受渡し決済を発行日以後に行うもの(以下「国債の発行日前取引」という)のうち、財務省が入札のアナウンスメントを行う国債につき当該国債の入札予定日、発行予定額、発行予定日及び償還予定日が判明した時点から当該入札日における回号及び表面利率等発表時刻までの間において行う国債の停止条件付売買取引(以下「国債の入札前取引」という)については、社内時価の算出方法に準じた適正な複利利回り(変動利付国債については基準金利に対するスプレッド。))により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。</p> <p>2 } 3 } (現行どおり) 4 }</p> <p>(発行日前取引における説明事項等)</p> <p>第 13 条の 2 協会員は、国債の発行日前取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ当該取引が停止条件付売買であること及び停止条件不成就の場合の取扱いなどについて説明するものとする。</p> <p>(小口投資家との取引の公正性の確保)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>1 価格情報の提示</p> <p>協会員は、小口投資家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の</p>	<p>(取引公正性の確保)</p> <p>第 13 条 協会員は、顧客との間で公社債の店頭売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価(以下「社内時価」という)を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。</p> <p>2 } 3 } (省 略) 4 }</p> <p>(新 設)</p> <p>(小口投資家との取引の公正性の確保)</p> <p>第 14 条 (省 略)</p> <p>1 価格情報の提示</p> <p>協会員は、小口投資家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の</p>

新	旧
<p>店頭における取引提示価格(価格を表示することができない国債の入札前取引については、当該取引に係る複利利回り(変動利付国債については基準金利に対するスプレッド。))を提示するものとする。また、証券取引所における直近の上場価格(又は最終気配)又は本協会が発表する売買参考統計値について小口投資家から提供を求められた場合には、これに応じるものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 16 年 2 月 23 日から施行する。</p>	<p>店頭における取引提示価格を提示するとともに、証券取引所における直近の上場価格(又は最終気配)又は本協会が発表する売買参考統計値について小口投資家から求められた場合には、これを提示するものとする。</p> <p>2 (省 略)</p>

「公社債店頭取引における公正性確保のためのガイドラインについて」
の一部改正について

平成 15 年 10 月 28 日
(下線部分変更)

新		旧	
2. ガイドライン		2. ガイドライン	
内 容	備 考	内 容	備 考
<p>(1) 社内における基準となる時価 <u>社内における基準となる時価</u> (以下「社内時価」という。)とは、協会員が顧客と取引を行うに当たって準拠すべき価格 (価格を表示することができない国債の入札前取引については、当該取引に係る複利利回り (変動利付国債については基準金利に対するスプレッド。以下同じ。)) であり、前営業日午後 3 時現在における実勢価格とする。実勢価格とは、「客観的に公正妥当と判断する価格」をいうものとする。 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>(2) 取引価格の公正性 (現行どおり)</p> <p>(3) 小口取引について (現行どおり)</p> <p>(4) その他 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><社内時価の考え方> (現行どおり)</p>	<p>(1) 社内における基準となる時価 (以下「社内時価」という。) <u>社内時価</u>とは、協会員が顧客と取引を行うに当たって準拠すべき価格であり、前営業日午後 3 時現在における実勢価格とする。実勢価格とは、「客観的に公正妥当と判断する価格」をいうものとする。 (省 略) (省 略)</p> <p>(2) 取引価格の公正性 (省 略)</p> <p>(3) 小口取引について (省 略)</p> <p>(4) その他 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><社内時価の考え方> (省 略)</p>
<p>(注) <u>平 10.10. 7 制定</u> <u>平 14. 7.17 改正</u> <u>平 14. 8. 5 施行</u> <u>平 15.10.28 改正</u> <u>平 16. 2.23 施行</u></p>		<p>(注) <u>平 14.7.17 改訂</u></p>	

「入替え売買等の公正性確保のためのガイドラインについて」の一部改正について

平成 15 年 10 月 28 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>2 . 適正な価格形成</p> <p>(1) 入替え売買等を行うに当たっても それを構成する個別銘柄の売買が適正な価格 <u>(価格を表示することができない国債の入札前取引については、当該取引に係る複利利回り(変動利付国債については基準金利に対するスプレッド。以下同じ。))</u>で行われることが必要であり 公正慣習規則第 3 号「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第 13 条 (取引公正性の確保)の規定は、入替え売買等を構成する個別銘柄の売買にも適用されることになる。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>3 . 実施時期</p> <p>このガイドラインは、<u>平成 16 年 2 月 23 日</u>から適用する。</p> <p>(注) <u>平 11. 3.31 制定</u> <u>平 14. 7.17 改正</u> <u>平 14. 8. 5 施行</u> <u>平 15.10.28 改正</u> <u>平 16. 2.23 施行</u></p>	<p>2 . 適正な価格形成</p> <p>(1) 入替え売買等を行うに当たっても それを構成する個別銘柄の売買が適正な価格で行われることが必要であり 公正慣習規則第 3 号「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第 13 条 (取引公正性の確保)の規定は、入替え売買等を構成する個別銘柄の売買にも適用されることになる。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>3 . 実施時期</p> <p>このガイドラインは、<u>平成 14 年 8 月 5 日</u>から適用する。</p> <p>(注) <u>平 14.7.17 改訂</u></p>

「選択権付債券売買取引の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正について

平成 15 年 10 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>5 売買契約の締結</p> <p>(1) } (2) } (現 行 ど お り) (3) }</p> <p>対象銘柄 <u>(国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を明記するものとする。)</u></p> <p>(現 行 ど お り)</p> <p>売買価格 <u>(国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該価格を明記するものとする。)</u></p> <p>、 } (現 行 ど お り)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 16 年 2 月 23 日から施行する。</p>	<p>5 売買契約の締結</p> <p>(1) } (2) } (省 略) (3) }</p> <p>対象銘柄</p> <p>(省 略)</p> <p>売買価格</p> <p>、 } (省 略)</p>

「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正について

平成 15 年 10 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>3 現先取引契約の締結等</p> <p>(1) } ~ } (3) } (現 行 ど お り) (4) }</p> <p><u>取引対象債券等(国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。)</u></p> <p>{ (現 行 ど お り)</p> <p><u>スタート売買単価(国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該単価を記載するものとする。)</u></p> <p><u>スタート売買金額(国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該金額を記載するものとする。)</u></p> <p>} (現 行 ど お り)</p> <p>エンド売買単価(利含み現先取引において、エンド取引の受渡条件の確定後遅滞なく当該事項を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。また、<u>国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該単価を記載するものとする。)</u></p> <p>エンド売買金額(利含み現先取引において、エンド取引の受渡条件の確定後遅</p>	<p>3 現先取引契約の締結等</p> <p>(1) } ~ } (3) } (省 略) (4) }</p> <p>取引対象債券等</p> <p>{ (省 略)</p> <p>スタート売買単価</p> <p>スタート売買金額</p> <p>} (省 略)</p> <p>エンド売買単価(利含み現先取引において、エンド取引の受渡条件の確定後遅滞なく当該事項を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。)</p> <p>エンド売買金額(利含み現先取引において、エンド取引の受渡条件の確定後遅</p>

新	旧
<p>滞なく当該事項を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。<u>また、国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該金額を記載するものとする。</u></p> <p>(現 行 ど お り)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 16 年 2 月 23 日から施行する。</p>	<p>滞なく当該事項を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする)</p> <p>(省 略)</p>

「債券等の着地取引の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正について

平成 15 年 10 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>理事会決議前文</p> <p>この理事会決議は、協会員が行う債券等の店頭取引のうち、約定日<u>(発行日以後の日に限る。以下同じ。)</u>から受渡日までの期間が1か月以上となる取引(以下「着地取引」という。)に関し、売買契約の締結、売買対象債券等の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、着地取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 16 年 2 月 23 日から施行する。</p>	<p>理事会決議前文</p> <p>この理事会決議は、協会員が行う債券等の店頭取引のうち、約定日から受渡日までの期間が1か月以上となる取引(以下「着地取引」という。)に関し、売買契約の締結、売買対象債券等の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、着地取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p>

「債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正について

平成 15 年 10 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>2 定義</p> <p>(現 行 ど お り)</p> <p>(1) 債券の空売り 約定日において<u>債券を有しないで売却すること</u>をいう。</p> <p>4 債券貸借取引契約の締結</p> <p>(1) } (2) } (3) } (現 行 ど お り) (4) }</p> <p>銘柄名 <u>(国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。)</u></p> <p>{ (現 行 ど お り)</p> <p>貸借料 <u>(国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該貸借料を記載するものとする。)</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 16 年 2 月 23 日から施行する。</p>	<p>2 定義</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) 債券の空売り 約定日において<u>既発行の債券を現物を保有しないで売却すること</u>をいう。</p> <p>4 債券貸借取引契約の締結</p> <p>(1) } (2) } (3) } (省 略) (4) }</p> <p>銘柄名</p> <p>{ (省 略)</p> <p>貸借料</p>

選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いについて

平成 12 年 10 月 30 日制定
平成 15 年 10 月 28 日改正
日本証券業協会
公社債・新業務委員会

1. 目的

この取扱いは、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(以下「規則」という。)及び「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」(以下「細則」という。)に基づき、選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いに関して必要な事項を定める。

2. 用語の定義

この取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

選定銘柄	規則第 3 条第 2 項に規定する、公社債の店頭売買の参考となる銘柄として、同第 5 条第 2 項に基づき選定された銘柄をいう。
売買参考統計値	売買の参考として、指定報告協会員から報告を受けた気配(売り気配と買い気配の仲値)に基づき、本協会が算出する値(平均値、中央値、最高値、最低値)をいう。
指定報告協会員	規則第 3 条第 1 項に規定する、選定銘柄について本協会に気配を報告する者として本協会が指定する協会員をいう。
報告対象銘柄	規則第 5 条第 1 項に規定する、選定銘柄として本協会に気配を報告するために選択した銘柄をいう。

3. 発表開始日

細則第 2 条第 3 項に規定する選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 新規発行銘柄

— 入札前国債(長期国債(10年)を除く)
入札アナウンスメント日の翌営業日とする。

— 国債

イ. 長期国債(10年)及び割引国債(5年)
発行日の翌営業日とする。

□ . 分離元本振替国債及び分離利息振替国債
分離適格振替国債の発行日の翌営業日とする。

八 . その他の銘柄
入札日の翌営業日とする。

— 地方債
発行日の翌営業日とする。

— 政府保証債
発行日の翌営業日とする。

— 財投機関債等
イ . 固定利付かつ満期一括償還の銘柄
発行日の翌営業日とする。
□ . その他の銘柄
指定報告協会員から特に気配報告の届出があった銘柄については、発行日の翌営業日とする。

— 金融債
イ . 利付債
・ 募集債については、発行日の翌営業日とする。
・ その他の銘柄のうち、指定報告協会員から特に気配報告の届出があった銘柄については、発行日の翌営業日とする。
□ . 割引債
・ 前半債については、売出期間の最終日の翌営業日とする。
・ その他の銘柄のうち、指定報告協会員から特に気配報告の届出があった銘柄については、売出期間の最終日の翌営業日とする。

— 社債
イ . 固定利付かつ満期一括償還の銘柄（分離募集型新株予約権付社債の社債部分を除く）
発行日の翌営業日とする。
□ . その他の銘柄
指定報告協会員から特に気配報告の届出があった銘柄については、発行日の翌営業日とする。

— 特定社債
イ . 固定利付かつ満期一括償還される銘柄で、発行額が100億円以上の銘柄
発行日の翌営業日とする。
□ . その他の銘柄
指定報告協会員から特に気配報告の届出があった銘柄については、発行日の翌営業日とする。

— 円貨建外債

イ．固定利付かつ満期一括償還される銘柄で、国際機関（アジア開発銀行、国際復興開発銀行、欧州投資銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行の5発行体）が発行する銘柄及び国際機関以外の発行体が発行する発行額500億円以上の銘柄

発行日の翌営業日とする。

ロ．その他の銘柄

指定報告協会員から特に気配報告の届出があった銘柄については、発行日の翌営業日とする。

(2) 既発行銘柄

当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が、細則第2条第2項に規定する社数(7社)以上となる届出が提出された月の翌月の第1営業日とする。

4. 最終発表日

細則第2条第3項に規定する選定銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が細則第2条第2項に規定する社数(7社)以上存在する銘柄

— 入札前国債(長期国債(10年)を除く)

入札日までとする。

— 国債

イ．短期国債及び政府短期証券

償還日の6営業日前までとする。

ロ．その他の国債

償還日の4営業日前までとする。

— 国債以外の銘柄

イ．割引金融債のうち選定される前半債

次月発行銘柄(前半債)の売出期間の最終日までとする。

ロ．その他の債券

原則として、償還月の前々月の最終営業日までとする。

(2) 当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が細則第3条第2項に規定する社数(7社)に満たないこととなる銘柄

当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が7社に満たないこととなる届出が提出された月の最終営業日までとする。

以 上

(注) 平 1 2 . 1 0 . 3 0 制定
平 1 3 . 3 . 1 2 改正、施行
平 1 3 . 1 2 . 1 4 改正
平 1 4 . 8 . 5 施行
平 1 4 . 9 . 1 2 改正
平 1 4 . 9 . 2 4 施行
平 1 4 . 1 2 . 2 0 改正
平 1 5 . 1 . 6 施行
平 1 5 . 1 0 . 2 8 改正
平 1 6 . 2 . 2 3 施行

種 類	発表開始日	最終発表日
入札前国債		
[短期国債]	入札アナウンスメント日の翌営業日	入札日
[政府短期証券]	入札アナウンスメント日の翌営業日	入札日
[中期国債]	入札アナウンスメント日の翌営業日	入札日
[超長期国債]	入札アナウンスメント日の翌営業日	入札日
[利付30年国債]	入札アナウンスメント日の翌営業日	入札日
[変動利付国債等]	入札アナウンスメント日の翌営業日	入札日
国 債		
[短期国債]	入札日の翌営業日	償還日の6営業日前
[政府短期証券]	入札日の翌営業日	償還日の6営業日前
[中期国債]	入札日の翌営業日	償還日の4営業日前
[長期国債(6年)]	入札日の翌営業日	償還日の4営業日前
[長期国債(10年)]	発行日の翌営業日	償還日の4営業日前
[超長期国債]	入札日の翌営業日	償還日の4営業日前
[利付30年国債]	入札日の翌営業日	償還日の4営業日前
[割引国債(3年)]	入札日の翌営業日	償還日の4営業日前
[割引国債(5年)]	発行日の翌営業日	償還日の4営業日前
[分離元本振替国債]	分離適格振替国債の発行日の翌営業日	償還日の4営業日前
[分離利息振替国債]	分離適格振替国債の発行日の翌営業日	償還日の4営業日前
[変動利付国債等]	入札日の翌営業日	償還日の4営業日前
地方債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
政府保証債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
財投機関債等		
[財投機関債等]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
[変動利付財投機関債等]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
金融債		
[利付募集債]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
[割引債(前半債)]	売出期間の最終日の翌営業日	次月発行銘柄の売出期間の最終日
社 債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
特定社債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
円貨建外債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
変動利付社債等		
[変動利付社債等]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
[変動利付特定社債等]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
[変動利付円貨建外債等]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日

国債の発行日前取引に関するガイドライン

平成15年7月31日

日 本 証 券 業 協 会

目 次

． 総 論

1. 目 的
2. 実施時期

． 国債の発行日前取引に関するガイドライン

1. 定義及び法的位置付け
 - (1) 定義
 - 国債の発行日前取引
 - 国債の入札前取引
 - (2) 国債の発行日前取引の法的位置付け
2. 国債の入札前取引に関する市場慣行
 - (1) 対象国債
 - (2) 約定方法
 - (3) 売買単価の決定方法等
 - (4) 入札日における約定方法の変更
 - (5) 取引報告書等の取扱い
 - (6) 受渡の時期
3. 入札前取引終了以降に行う国債の発行日前取引に関する市場慣行
4. 国債の入札又は発行が延期された場合等の取扱い
 - (1) 発行が中止又は延期された場合の取扱い
 - (2) 入札が中止された場合の取扱い
 - (3) 入札が延期された場合の取扱い
 - (4) 国債がリオープンされた場合の取扱い

．総論

1．目的

最近の国債市場においては、本年1月の「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」の施行による無券面化の実現、並びに、国債の大量発行を背景にその安定消化を確保するため、発行形態の多様化及び国債引受シ団の引受比率の引き下げ等、活発な制度改革が推進されている。また、平成14年7月に公表された「金融システムと行政の将来ビジョン」(日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会「報告書」)においては、「いわゆるW I取引も可能となるよう検討すべき」とされたところである。

このような状況を背景に、財務省より本協会に対し、国債入札の更なる円滑化を図る観点からW I取引(国債の入札のアナウンスメントが行われた日から発行日前日までの取引)の導入のための環境を整備するため、所要の市場慣行等について市場参加者間で主体的に検討・整備するようとの要請を受け、本協会では、平成14年11月に公社債・新業務委員会の下部機関として「W I取引の市場慣行等に関する検討部会」を設置し、市場慣行の整備に係るガイドラインの内容等について、精力的に検討を重ねて参ったところである。なお、検討に際しては、入札日以降の国債の発行日前取引については、現に市場慣行が存在していることから、従来の市場慣行に変更を来たさないよう配意した。

今般、同検討部会におけるこれまでの検討の成果として、市場参加者による円滑な国債の入札前取引の実施を図るため、市場参加者が遵守すべき市場慣行として「国債の発行日前取引に関するガイドライン」を取りまとめた次第である。

ついで、本ガイドラインが市場参加者の市場慣行として定着することにより、わが国における国債の発行日前取引の円滑な実施に資することを望むものである。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制約するものではない。

2．実施時期

本ガイドラインの実施日は、平成16年2月23日とする。

本ガイドラインは、必要に応じて、随時見直しを行うものとする。

． 国債の発行日前取引に関するガイドライン

1．定義及び法的位置付け

(1) 定 義

国債の発行日前取引

国債の発行日前取引とは、協会員を中心とした市場参加者が行う国債の売買取引であって、当該国債が当初予定された発行日に発行されることを停止条件として、当該発行日の前日以前に約定を行い、当該国債の受渡し決済を発行日以後に行うものをいう。国債の発行日前取引は、対象となる国債の発行・成立の蓋然性が相当に高くなった時点（具体的には、財務省より、対象国債の入札予定日、発行予定日、発行予定額及び償還予定日の発表（以下「入札のアナウンスメント」という。）が行われ、これらの条件が判明した時点）から行うものとする。

国債の入札前取引

国債の入札前取引とは、国債の発行日前取引のうち、財務省が入札のアナウンスメントを行う国債につき、当該国債の入札予定日、発行予定額、発行予定日及び償還予定日が判明した時点から当該入札日における回号及び表面利率等発表時刻までの間において、市場関係者が行う国債の停止条件付売買取引をいう。

ただし、回号及び表面利率等が入札日前に判明している場合も、入札日前日までに行う取引は入札前取引とする。

(2) 国債の発行日前取引の法的位置付け

国債の発行日前取引は、国債の予定された発行日に当該国債の発行が成立することを停止条件として、当該発行日前に約定する民法第 127 条第 1 項に規定する停止条件付法律行為と解される。すなわち、取引の対象となる国債が当初予定された発行日に発行されること（国債の成立）を停止条件として、当該国債の発行日前に行う売買取引であって、当該国債の予定された発行日に発行が成立した後に当該国債をもって受渡しを行うことにつき、当事者間で合意された売買取引である。

なお、協会員が業として行う国債の発行日前取引は、証券取引法上の有価証券の売買取引であり、証券取引法上の規定に従った手続きを踏まえて行うものとする。

2. 国債の入札前取引に関する市場慣行

(1) 対象国債

国債の入札前取引の対象とする国債は、原則として、入札が実施される国債のうち、入札日前に入札予定日、発行予定額・発行予定日及び償還予定日の発表が行われるものとする。

(2) 約定方法

市場参加者が行う国債の入札前取引の約定方法は、以下により行うものとする。

固定利付国債については、原則として、半年複利利回りで約定するものとする。

変動利付国債については、基準金利に対するスプレッド の値で約定する。

なお、割引方式で発行される短期国債等の約定方法については、入札日以降の売買取引に係る市場慣行に準じて行うものとする。

(3) 売買単価の決定方法等

利付国債を対象として行う国債の入札前取引に係る売買単価の決定方法等は、以下によるものとする。

複利利回り若しくはスプレッド 等により約定し、後刻売買単価を決定する場合には、表面利率決定後、別紙に掲げる数式に則り売買単価を計算し、売り手・買い手双方で速やかに確認する。

約定日は、売買単価の決定日ではなく、当初約定した日とする。

(4) 入札日における約定方法の変更

国債の入札前取引が行われる利付国債については、原則として、入札日における表面利率等の決定した時点をもって、上記(2) 及び の約定方法から、単利利回り若しくは単価等による約定方法に移行するものとする。

(5) 取引報告書等の取扱い

取引報告書及びその他の法定帳簿は法令の定めるところに従い整備・保存するものとする。

(6) 受渡の時期

対象となる国債の受渡しは、原則として、当初予定された発行日に行うものとする。ただし、売買当事者間において別途合意することを妨げるものではない。

3. 入札前取引終了後に行う国債の発行日前取引に関する市場慣行

入札前取引終了後に行う国債の発行日前取引の約定方法については、発行日以降に行う売買取引に係る約定方法と同様に取り扱うものとする。

4. 国債の入札又は発行が延期された場合等の取扱い

(1) 発行が中止又は延期された場合の取扱い

国債の発行が中止又は延期された場合には、「当初予定された発行日に発行されること」という停止条件の不成就が確定することとなるため、それ以前の発行日前取引に係る約定については、約定の取消しとみなして対処するものとする。ただし、売買当事者間において、別途合意することを妨げるものではない。

(2) 入札が中止された場合の取扱い

財務省より、国債の入札の中止が発表され、かつ、当初発行予定日に発行が行われない旨の発表が行われた場合には、「当初予定された発行日に発行されること」という停止条件の不成就が確定することとなるため、それ以前の国債の入札前取引に係る約定については、その時点で約定の取消しとみなして対処するものとする。

(3) 入札が延期された場合の取扱い

入札のアナウンスメント後、財務省が国債の入札の延期を発表した場合であって、当初発行予定日の1営業日前までに入札が実施されなかった場合には、「当初予定された発行日に発行されること」という停止条件の成就が困難となることから、停止条件の不成就が確定したのものとして、国債の入札前取引に係る約定については、約定の取消しとみなして対処するものとする。ただし、売買当事者間において、別途合意することを妨げるものではない。

(4) 国債がリオープン^(注1)された場合の取扱い

財務省より国債がリオープンされる旨の発表が行われた場合には、当該リオープンの対象国債（いわゆる後玉）の発行が中止又は延期された場合においても、その当初予定された発行日の到来をもって停止条件の成就が確定（発行が成立）したのものとして取り扱うこととし、当該国債の発行日前取引の約定に基づき当該リオープンの発表に係る既発国債（いわゆる前玉）により受渡しを行うものとする。ただし、売買当事者間において、別途合意することを妨げるものではない。

以 上

(注) 平 15. 7.31 制定

平 15.10.28 改正

平 16. 2.23 施行

(注1) リオープンとは、発行日付で既発国債に即時銘柄統合される国債の発行方式をいう。

(別 紙)

利付国債

$$P = \frac{\frac{C}{2}}{\left(1 + \frac{r}{200}\right)^{\frac{2F}{365}}} + \frac{C \times 100}{r} \times \left\{ \frac{1}{\left(1 + \frac{r}{200}\right)^{\frac{2F}{365}}} - \frac{1}{\left(1 + \frac{r}{200}\right)^{\frac{2F}{365} + N - 1}} \right\}$$
$$+ \frac{100}{\left(1 + \frac{r}{200}\right)^{\frac{2F}{365} + N - 1}} - \frac{C}{2} \times \frac{2A}{365}$$

P : 価格
r : 複利利回り (%)

C : 表面利率 (年利 %)
N : 利子支払回数

A : 未発行期間 (日)
F : 1 8 2 . 5 - A

計算過程においては小数点以下 1 0 位未満四捨五入
P は小数点以下 3 位未満切捨とする

変動利付国債

$$P = \frac{\frac{K - f}{2}}{\left(1 + \frac{K - t}{200}\right)^{\frac{2F}{365}}} + \frac{(K - f) \times 100}{K - t} \times \left\{ \frac{1}{\left(1 + \frac{K - t}{200}\right)^{\frac{2F}{365}}} - \frac{1}{\left(1 + \frac{K - t}{200}\right)^{\frac{2F}{365} + N - 1}} \right\}$$
$$+ \frac{100}{\left(1 + \frac{K - t}{200}\right)^{\frac{2F}{365} + N - 1}} - \frac{K - f}{2} \times \frac{2A}{365}$$

P : 価格
f : 入札で決定した (%)

K : 1 0 年国債基準金利 (%)
t : W I 取引で約定した (%)

A : 未発行期間
N : 利子支払回数

F : 1 8 2 . 5 - A

計算過程においては小数点以下 1 0 位未満四捨五入
P は小数点以下 3 位未満切捨とする
但し、 f = t の場合は P = 1 0 0 とする。